田口会計事務所ニュース　２月号

今回のテーマ：平成 29 年分確定申告のポイント

平成 29 年分の確定申告書の受付は平成 30 年 2 月 16 日（金）から同年 3 月 15 日（木）までです。

１．確定申告のポイント

控除対象配偶者	控除対象配偶者とは、配偶者のうち、次のいずれにも該当する方をいいます。 ・平成 29 年 12 月 31 日（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、納税者と生計を一にしている。 ・平成 29 年分の合計所得金額が 38 万円以下である（給与収入のみの場合は 103 万円以下）。 ・青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者ではない。 （注）配偶者特別控除は、次の場合に控除は受けられません。 ・納税者の平成 29 年中の合計所得金額が 1000 万円を超えている。 ・配偶者控除を受けている。 ・配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている又は白色申告者の事業専従者となっている。 ・配偶者が納税者を対象として配偶者特別控除を受けている。
扶養親族	平成 29 年 12 月 31 日（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）の現況におい て、次のいずれにも該当する方をいいます。 ・配偶者以外の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）、都道府県知事から 養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人。 ・納税者と生計を一にしている。 ・平成 29 年分の合計所得金額が 38 万円以下である。 ・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、平成 14 年 1 月 1 日以前に生まれた方（年齢が 16 歳以上の方）
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、平成 7 年 1 月 2 日から平成 11 年 1 月 1 日までの間に生れた方（年齢が 19 歳以上 23 歳未満の方）

２．セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

セルフメディケーション税制とは健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計と一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医療品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合には 8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用となります。

また、医療費控除又はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるには、「明細書」の添付が必要です。平成 29 年分の確定申告から、医療費等領収書の添付又は提示は不要になりましたが、医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

３．平成 30 年分以降適用の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われましたが、適用はいずれも平成 30 年分以降です。